

内野中学校いじめ防止等のための基本方針

内野中学校生徒指導部

1 基本理念

いじめは、深刻な人権侵害であることを認識し、子ども達が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない学校の実現に向けて取り組む。

いじめは、どの子にも起こりうるという認識に立ち、未然防止とともに早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を、関係機関等含めて連携して進める。

2 基本方針のポイント

- すべての教育活動を通して、生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、生徒一人一人の自己存在感を高め、共感的な人間関係を育成し、安心して過ごせる学校づくりを推進する。
- いじめをしない・させない・許さないという意識を高め、お互いに認め合い、支え合い、高め合う学校風土を醸成する。
- 生徒の心に寄り添う指導を重視し、生徒が安心して学習や諸活動に取り組むことができるよう、学校全体でいじめの未然防止、早期発見及び組織的な対応に取り組む。
- いじめ防止等のための組織を中核として指導体制を確立し、情報の収集・共有、教育相談、事案への対応を迅速かつ的確に行う。
- いじめが疑われる場合は、速やかに事実関係を把握し、組織的に情報を共有しながら適切な対応を行うとともに、再発防止に向けた継続的な支援と指導に努める。
- 保護者、地域、小学校及び関係機関との連携を強化し、中学校区全体で生徒をいじめから守る取組を推進する。

3 いじめ防止に係る組織について

＜校内①＞ いじめ防止校内委員会（生徒指導ミーティング）
終会時に実施し、情報共有と対応について協議する。

構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、不登校未然防止担当

＜校内②＞ いじめ防止対策委員会（臨時）
常任委員は常に情報共有を図るとともに、いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

いじめが生じた場合など、必要に応じて、臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、不登校未然防止担当、特別支援担当、スクールカウンセラー、教育相談担当、関係教諭、（教務主任、道徳主任、特別活動主任）

＜校外①＞ 内野中学校いじめ防止推進委員会

内野中学校、保護者、地域の代表等が連携して、いじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、PTA会長、民生委員児童委員、街頭育成員、内野地区青少年育成協議会、スクールガードリーダー、スクールサポーター、警察（交番）

＜校外②＞ 内野中学校区いじめ防止連絡協議会

内野中学校区の小中学校（内野小学校、西内野小学校、内野中学校）、小中学校の保護者、地域の代表等が連携し、内野中学校区全体でいじめ防止等に向けての取組を充実させ、小中学校9年間の成長過程において健全な心の育成を図る。

構成員：学校長（小中学校）、教頭（小中学校）、生徒指導主事（小中学校）、PTA会長（小中学校）、民生委員児童委員、街頭育成員、内野地区青少年育成協議会、スクールガードリーダー、警察（交番）、地域コミュニティ協議会、内野地区自治連、内野地区防犯組合、有識者、

＜組織全体イメージ図＞

＜校外②＞ 内野中学校区いじめ防止連絡協議会

＜校外①＞ 内野中学校いじめ防止推進委員会

＜校内②＞ いじめ防止対策委員会

＜校内①＞ いじめ防止校内委員会

（生徒指導ミーティング）

4 いじめのない明るく充実した学校生活実現のための取組内容

（１）授業を通した未然防止

- ・全ての教育活動の基盤となる授業において、「分かる授業・できる授業」を推進し、生徒一人一人が安心して学ぶことのできる学習環境づくりに努める。
- ・対話的・協働的な学習活動を充実させ、生徒同士が互いの考えや価値観を認め合うことを通して、共感的な人間関係を育成する。
- ・授業や学校生活における振り返り活動を通して、自らの成長や仲間との関わりを見つめる機会を設け、自己存在感や自己有用感の向上を図る。

（２）特別活動を通した未然防止

- ・学級活動において、目標設定や振り返りを継続的に行い、生徒の自主性や自己有用感を高める。
- ・学校行事や係活動、生徒会活動を通して、協力して課題を解決する経験を積み重ね、仲間意識や連帯感を育む。
- ・いじめ根絶絆集会を年1回以上実施し、人権尊重の意識を高めるとともに、いじめをしない・させない・許さない意識の醸成を図る。

(3) 道徳教育を通じた未然防止

- ・重点内容項目である「自主、自律、自由と責任」「相互理解、寛容」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「よりよく生きる喜び」を中心に、計画的な指導を行う。
- ・道徳科の授業を要として、人権尊重の精神や思いやりの心を育成し、いじめを許さない態度を養う。
- ・体験活動や学校行事との関連を図りながら、自己の生き方について考えを深める授業づくりを推進する。

(4) 情報を共有する取組

- ・情報共有と即時対応のため、毎日終学活後にいじめ防止校内委員会（生徒指導ミーティング）を実施するとともに、週1回の生徒指導部会及び生徒指導ファイルの活用により、全職員で情報共有を図る。
- ・月1回程度のいじめ・学校生活アンケート、年2回の定期教育相談及び随時のチャンス相談を実施し、生徒の実態把握と早期発見に努める。
- ・年3回の生徒理解会議や日常的な観察、校内巡視を通して、生徒の小さな変化を見逃さない体制づくりを推進する。

(5) スクールカウンセラー、関係機関及び地域との連携

- ・スクールカウンセラーによる生徒・保護者へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションを活用し、教育相談体制の充実を図る。
- ・教育相談センター、児童相談所、民生委員・児童委員等の関係機関との連携を図り、必要に応じて専門的な支援につなげる。
- ・家庭や地域との情報共有を進め、学校・家庭・地域が一体となって生徒を見守る体制づくりに努める。

5 いじめ発生時の対応について

1 正確な事実の把握・・・関係者への聞き取り

- ・いつ頃から？（最近？長期？）どんな時に？
- ・どんなことから？何かのきっかけで？
- ・どこで？（教室内、トイレ、学校の帰り道など）
- ・何をされたのか？（暴力？無視？物隠し？など）
- ・1対1？複数？グループ？だれが？（命令する人は？）

2 被害者への対応・・・本人の辛い気持ちを理解し、心の傷を癒す

- ・被害者の安全確保を最優先
- ・被害者、被害保護者の意向を確認し、指導方針の了承を得る。

3 加害者への対応・・・いじめは絶対に許されない行為であることを伝える

- ・事実を明確にする。
- ・いじめを認めたら、相手の身になって「このいじめの言動は絶対に許されない」「相手は悩み、苦痛を味わっている」ことに気付かせる。
- ・今後に向けての決意を決めさせ、定期的にふり返りをさせる

4 観衆・傍観者への対応

- ・「観衆」や「傍観者」はいじめを助長したり、抑えたりする重要な存在であり、何もしない傍観者も

加害者であるという自覚を深める。

- ・ いじめられる側にも問題があるという受け止めはさせない
- ・ 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる。

5 保護者、関係機関への対応・・・情報を共有し、より良い方向性を相談する

- ・ 保護者への連絡は、事実関係、指導の経緯をていねいに説明する。
- ・ いじめの内容や頻度によって、該当する関係機関との連携を積極的に図る。

6 重大事態発生時の対応について

1 いじめ重大事態とは

- ・ いじめを受けた生徒が自殺を企図した場合
- ・ いじめを受けた生徒が身体に重大な傷害を負った場合
- ・ いじめを受けた生徒が金品に重大な被害を被った場合
- ・ いじめを受けた生徒が精神性の疾患を発症した場合

2 事実の確認について

- ・ 被害生徒からの聴き取りが可能な場合

学級担任、または学年部職員から、いじめの状況について、丁寧な聴き取りをする。また、周囲の生徒に対してもアンケートや聴き取りを行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

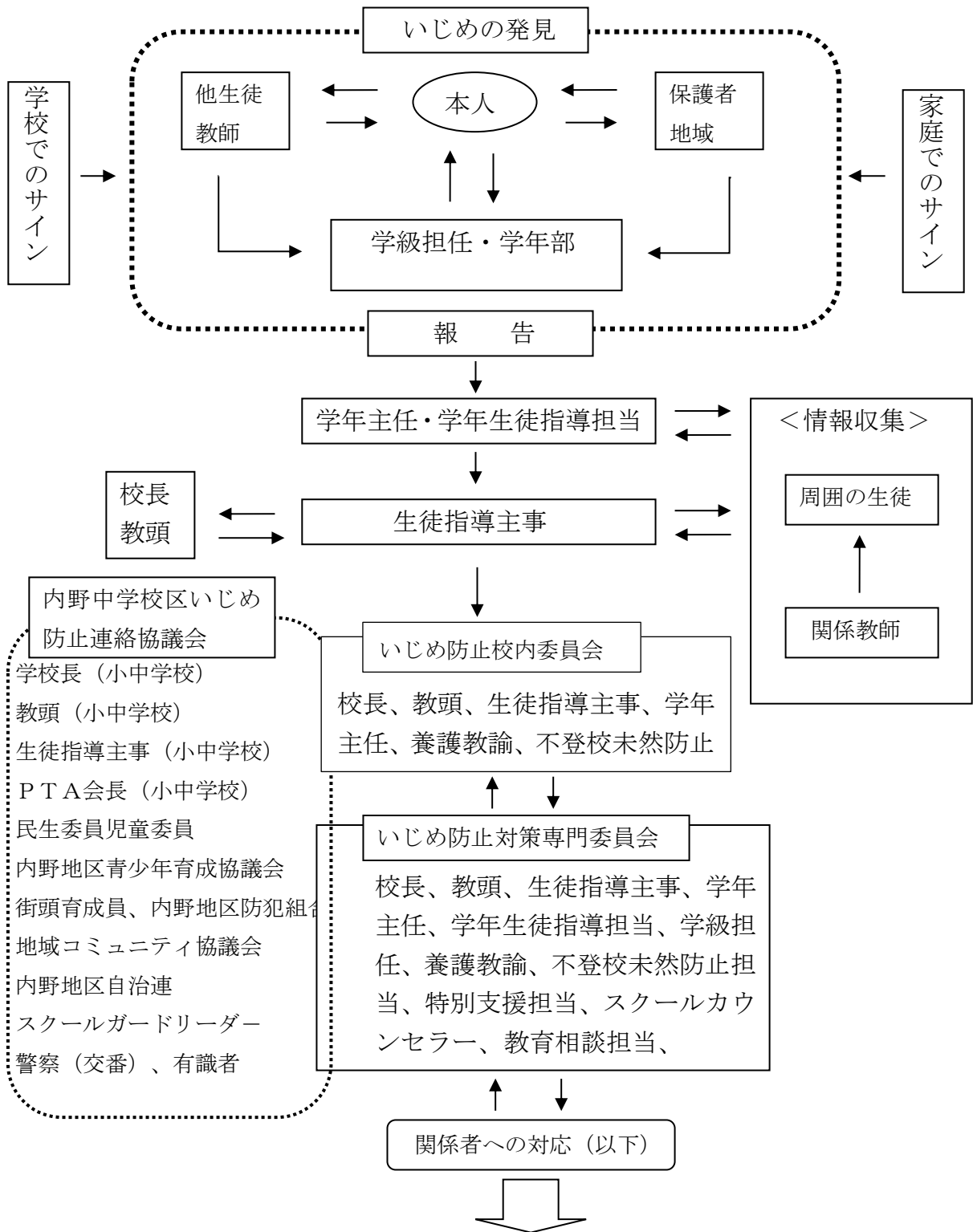
- ・ 被害生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院など、被害生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の意向や要望を十分に尊重しながら聞き取りの方法を協議する。必ず当該保護者の了承を得てから調査をすすめる。

3 対応、調査について

- ・ 事実を詳細に把握し、いつ、誰がどのように関わったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像をできるだけ正確に把握する。
- ・ 調査については新潟市教育委員会へ報告し、新潟市いじめ防止対策等専門委員会によって行う。学校は、客観的な事実関係を速やかに調査し、情報を新潟市教育委員会へ提出する。
- ・ 調査後も、新潟市教育委員会、新潟市いじめ防止対策等専門委員会と連携しながら対応にあたる。

<対応全体図>



地域 マスコミへの 対応	保護者への 対応	傍観者への 対応	加害者への 対応	被害者への 対応
・教頭	・学級担任 ・学年主任 ・生徒指導主事	・学級担任 ・学年主任 ・学年部 ・生徒指導主事	・学級担任 ・学年主任 ・学年部 ・生徒指導主事	・学級担任 ・学年主任 ・学年部 ・養護教諭 ・S C